

医療費負担を軽減

★子育て支援課 ☎ 1 1 3 0、市民福祉課 ☎ 1 3 3 3

ひとり親家庭等医療費支給制度をご存じですか

ひとり親家庭等医療費支給制度は、医療機関で支払った医療費の一部を支給する制度です。制度を利用するには、事前登録が必要です。

※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

●対象

- ・母子家庭や父子家庭の親と子ども
- ・養育者（親がいないため、親に代わって子どもを育てている家庭の保護者）と子ども
- ・父（母）が一定の障害にある家庭の母（父）と子ども

※「子ども」とは、18歳に達した年度の末日までの人（一定の障害がある20歳未満の人）です。

●登録手続きに必要なもの

- ①申請者と子どもの健康保険証
 - ②通帳（申請者名義のもの）
 - ③印鑑（朱肉を必要とするもの）
 - ④所得・課税証明書（平成28年1月1日の住所が市外の人）
- ※他の書類が必要となることもありますので、申請前にお問い合わせください。

8月以降も手当を受けるために

★子育て支援課 ☎ 1 1 3 0、市民福祉課 ☎ 1 3 3 3

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

現況届は、8月以降も手当を受けられるかどうかを決定する大切なものです。提出がない場合、資格があっても手当が受けられなくなりますので必ず提出してください。また、所得限度額等により、以前受給できなかった人でも、所得状況等により新たに該当する場合がありますので、申請してください。

児童扶養手当とは

父母の離婚、父又は母の死亡などによって父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている人や、子どもを育てている父又は母に一定の障害があるときに支給される手当です。

特別児童扶養手当とは

精神又は身体に一定の障害のある子どもを育てている人に支給される手当です。

●集中受付期間

8月12日(金)～18日(木) (土・日を除く)

※児童扶養手当の受付は8月1日(月)から行っています(特別児童扶養手当は12日(金)から)。集中受付期間を過ぎてしまった場合でも必ず8月中に手続きをしてください。

●受付場所 子育て支援課（市役所2階）
市民福祉課（アスピアこだま内）

●用意 印鑑（朱肉を必要とするもの）
（特別）児童扶養手当証書等

※8月上旬までに通知を発送します。届かない場合はご連絡ください。なお、現況届用紙は受付場所にあります。

幼稚園の入園料・保育料の一部を補助

★学校教育課 ☎ 1 1 4 9

平成28年度幼稚園就園奨励費補助金のお知らせ

市では、幼稚園の入園料・保育料の一部を補助しています。また、園児の健康診断や検査にかかる費用の一部も幼稚園を通して補助しています。

●対象となる家庭

市内在住で市内又は市外の私立幼稚園に満3～5歳児を通園させている家庭
※施設給付型幼稚園・認定子ども園に通園している場合は、対象になりません。



●補助限度額（年間1人当たり）

区分	補助限度額（年額）		
	第1子	第2子	第3子以降
① 生活保護法による保護世帯	308,000円		
② 市町村民税非課税世帯	272,000円	290,000円	※区分、兄弟の年齢に関わらず、3人目以降のお子さんは保育料が無償となります。
市町村民税所得割非課税世帯	(308,000円)	(308,000円)	
市町村民税所得割課税額	115,200円	211,000円	
③ 77,100円以下の世帯	(217,000円)	(308,000円)	
④ 市町村民税所得割課税額	62,200円	185,000円	
211,200円以下の世帯			
⑤ 上記区分以外の世帯	—	154,000円	

※（ ）は、ひとり親等世帯の場合の補助限度額です。

※平成28年度の住宅借入金特別税額控除適用前の市民税額で審査します。課税額は世帯の合計額です。

<第1子・第2子・第3子以降の考え方>

- ①②③の場合：生計を一にする子どものうち、最年長者を第1子として数えます。
- ④⑤ // : 小学生3年生以下の子どものうち、最年長者を第1子として数えます。

<ひとり親世帯等の補助限度額>

ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯等で区分②③の場合は、補助限度額に特例があります。提出書類等について、詳しくは学校教育課へお問い合わせください。

●手続方法

これから入園する場合は、幼稚園にお問い合わせください。

●注意事項

- ・年間保育料の合計額が補助限度額以内の場合は、保育料の合計額となります。
- ・市民税の申告（所得税の確定申告）がまだ済んでいない世帯は、審査が受けられません。お早めに申告を済ませてください。

今年度からの変更点

- ▶第〇子の数え方の年齢制限が所得階層により撤廃されました。
- ▶ひとり親家庭、在宅障害児（者）のいる世帯等は、補助限度額が所得階層により増額となりました。

児童扶養手当の

加算額が変わります

平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子と第3子以降の加算額が変わります。

●児童扶養手当の月額

子どもが1人の場合【変更なし】	全部支給：42,330円	一部支給：42,320円～9,990円
2人目の加算額【変更あり】	定額5,000円 →	全部支給：10,000円 一部支給：9,990円～5,000円
3人目以降の加算額【変更あり】	定額3,000円 →	全部支給：6,000円 一部支給：5,990円～3,000円

※平成28年8月～11月分は、原則4か月分の児童扶養手当の支給月である12月に支払われます。
※一部支給の場合、支給額は所得に応じて決定します。